

三田市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 <u>令和元年10月分から令和4年2月分までの教育長の給料月額</u>は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に100分の90を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 <u>令和4年4月分から令和5年7月分までの教育長の給料月額</u>は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に100分の90を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>